
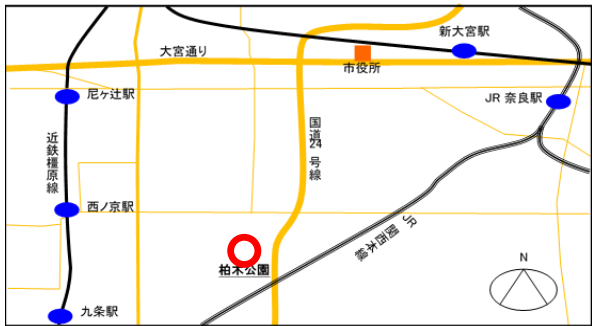


新旧対照表

ページ	行	旧	新																
2	1	全国の児童相談所が対応した平成29年度の児童虐待相談対応件数は13万件を超え、	全国の児童相談所が対応した平成30年度の児童虐待相談対応件数は約16万件に達し、																
2	3 4	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」では、児童虐待により命を失った子どもは平成28年4月から平成29年3月までの1年間で77人と報告されています。	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」では、児童虐待により命を失った子どもは平成29年4月から平成30年3月までの1年間で65人と報告されています。																
2	10	年齢別【表3】では0～2歳が最も多く、就学前の子どもが全体の約半数を占めています。	年齢別【表3】では0～2歳が最も多く、就学前の子どもが全体の約4割を占めています。																
3		奈良市被虐待児童対策地域協議会の構成メンバー	「奈良県産婦人科医会」「奈良県小児科医会」「奈良県特別支援学校長会」を追記																
7	12	しかし、これまで2市（横須賀市、金沢市）の設置にとどまっています。	しかし、平成28年以前においては2市（横須賀市、金沢市）の設置にとどまっています。																
8	18	【追記】	なお、中核市においては、明石市が平成31年4月に児童相談所を設置しました。																
9	11	【追記】	加えて、令和元年度の児童福祉法等の改正により、その附則において5年を目途に政府は中核市等が児童相談所を設置できるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずることを明文化し、児童相談所設置にかかる支援が促進されました。																
9	15	【参照資料】 ○ 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施（P49）	【参照資料】 ○ 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施（P50） ○ 児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法などの一部を改正する法律の概要（令和元年法律第46号）の概要（P51）																
11	5	本市は平成28年度、奈良県は平成26年度をピークに児童虐待相談対応件数は微減しているものの高止まり傾向にあります	本市及び奈良県の児童虐待相談対応件数は、平成30年度にこれまでで最多となりました																
18		<p>①施設概要（案）</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>奈良市児童相談所・一時保護所</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>奈良市平松一丁目（奈良県総合医療センター跡地）</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上2階建て</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>第一種住居地域（15m高度地区）</td> </tr> </table> <p>児童相談所整備予定地は、奈良県総合医療センター跡地の一部であり、「奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり協議会」において、その跡地活用が検討されています。本市は跡地活用として、児童相談所・一時保護所を含めた複合的な子育て支援施設「※（仮称）奈良市子どもセンター」の設置を提案しており、引き続き、説明や調整を続けていきます。</p>	名称	奈良市児童相談所・一時保護所	所在地	奈良市平松一丁目（奈良県総合医療センター跡地）	階数	地上2階建て	用途地域	第一種住居地域（15m高度地区）	<p>①施設概要（案）</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>奈良市児童相談所・一時保護所</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>奈良市柏木町255番の1（奈良市柏木公園内）</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上2階建て</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>指定なし（市街化調整区域）</td> </tr> </table> <p>児童相談所整備予定候補地は、平松一丁目の奈良県総合医療センター跡地としていましたが、施設整備に相当の期間を要することが判明したため、候補地を見直しました。候補地検討においては、駐車場も含めて必要な広さを確保できる市有地であることや、市役所に近く、国道等により交通アクセスが良いこと等を条件に検討を進め、予定候補地を奈良市柏木公園に変更しました。柏木公園は、テニスコートや夜間も使用できる球技場を有する都市公園で、市民の健康づくりや競技スポーツの場となっています。本市は、児童相談所・一時保護所を含めた複合的な子育て支援施設「※（仮称）奈良市子どもセンター」の設置を検討しています。柏木公園の北側のテニスコートや球技場は残しつつ、南側に子どもセンターを建設し、公園と一体的な整備を目指します。</p>	名称	奈良市児童相談所・一時保護所	所在地	奈良市柏木町255番の1（奈良市柏木公園内）	階数	地上2階建て	用途地域	指定なし（市街化調整区域）
名称	奈良市児童相談所・一時保護所																		
所在地	奈良市平松一丁目（奈良県総合医療センター跡地）																		
階数	地上2階建て																		
用途地域	第一種住居地域（15m高度地区）																		
名称	奈良市児童相談所・一時保護所																		
所在地	奈良市柏木町255番の1（奈良市柏木公園内）																		
階数	地上2階建て																		
用途地域	指定なし（市街化調整区域）																		

ページ	行	旧	新
		<p>・設置予定地（○囲み）</p> 	<p>・設置予定地（○囲み）</p> 
19	5	<p>児童相談所・一時保護所のほかに、親子が気軽に遊びに訪れることができる「地域子育て支援センター」を併設するとともに、家庭や子どもの悩みを気軽に相談できる「子ども家庭総合支援拠点」を、現在の市役所内から移設する。</p>	<p>児童相談所・一時保護所のほかに、親子が気軽に遊びに訪れることができる「地域子育て支援センター」「キッズスペース」を併設するとともに、家庭や子どもの悩みを気軽に相談できる「子ども家庭総合支援拠点」を、現在の市役所内から移設する。</p>
19	10	<p>「児童相談所・一時保護所」「地域子育て支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「子ども発達センター」の4つの機能を1つの施設に集約することで、職員同士の連携が密接になるだけでなく、中核市が児童相談所を設置するメリットを最大限に活かし、子育てに関する一般的な悩みからより専門的な悩みまで、市内のすべての子どもや家庭をワンストップで支援する。</p>	<p>「児童相談所・一時保護所」「地域子育て支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「子ども発達センター」「キッズスペース」の5つの機能を1つの施設に集約することで、職員同士の連携が密接になるだけでなく、中核市が児童相談所を設置するメリットを最大限に活かし、子育てに関する一般的な悩みからより専門的な悩みまで、市内のすべての子どもや家庭をワンストップで支援する。</p>
22	13	<p>子どもの安全確保等の目的のため、外出や生活上の制限をかける場合でも子どもに対して丁寧に説明し、納得を得られるよう努めます。</p>	<p>一時保護所を利用する際や、子どもの安全確保等の目的のために外出や生活上の制限をかける場合は、子どもの理解力に応じて丁寧に説明し、納得を得られるよう努めます。</p>
26	11	<p>○緊急時に迅速に対応できるチームを構成します 介入等緊急に対応しなければならない事案が発生した場合に備え、経験や知識のある職員でチームを構成することで、的確に判断し、迅速に対応します。</p>	<p>○緊急時に迅速に対応できるチームを構成します。 介入等緊急に対応しなければならない事案が発生した場合に備え、経験や知識のある職員でチームを構成することで、的確に判断し、迅速に対応します。保護者への指導を効果的に行うため、介入機能と支援機能の分離を考慮した組織体制とします。</p>
		<p>◎児童福祉司 ○業務内容 ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる ・必要な調査、社会診断を行う ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行う ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行う</p>	<p>◎児童福祉司 ○業務内容 ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる ・必要な調査、社会診断を行う ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行う ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行う ・里親支援機関等と連携しながら、里親委託している家庭への支援を行う。また、子どもと里親を希望している家庭とを選定するための交流や関係調整を行う</p>

ページ	行	旧	新
28		<p>○配置基準 ・次の①+②の合計以上とすること ① 各児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。 ＜計算式：児童相談所の管轄区域の人口/4万人（端数切り上げ）＞ ② 全国平均より児童虐待への対応件数が多い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。 ＜計算式：（各児童相談所の児童虐待相談対応件数－各児童相談所管轄区域の人口×0.001）÷40＞</p> <p>奈良市児童相談所における配置の考え方 （児童虐待相談対応件数は平成29年度実績、人口は直近の国勢調査） ① 360,310人÷40,000人=10人（端数切り上げ） ② (324件-360,310人×0.001)÷40≒△1人（△の場合は0人とする） ①+②=10人 よって、少なくとも10人の児童福祉司を配置する。</p>	<p>○配置基準 ・次の①+②+③の合計以上とすること ① 各児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上を配置することを基本とする。 ＜計算式：児童相談所の管轄区域の人口/3万人（端数切り上げ）＞ ② 全国平均より児童虐待への対応件数が多い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。 ＜計算式：（各児童相談所の児童虐待相談対応件数－各児童相談所管轄区域の人口×0.001）÷40＞ ③ 里親に関する業務の担当として、児童相談所ごとに1人配置する。</p> <p>奈良市児童相談所における配置の考え方 （児童虐待相談対応件数は平成30年度実績、人口は直近の国勢調査） ① 360,310人÷30,000人=13人（端数切り上げ） ② (502件-360,310人×0.001)÷40≒4人 ③ 1人 ①+②+③=18人 よって、少なくとも18人の児童福祉司を配置する。</p>
29	5	児童福祉司1人当たりの業務量が40ケース相当になるよう、①において管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す方針が示されたことから【表11】、今後の制度改正にも対応した配置数を実現します。	児童福祉司1人当たりの業務量が40ケース相当になるよう、①において管轄区域の人口を4万人から3万人に見直されたことから【表11】、本市は制度改正に対応した配置数を実現します。
29	15	◎児童福祉司スーパーバイザー（児童福祉司SV） ○資格 ・児童福祉司として概ね5年以上勤務した者	◎児童福祉司スーパーバイザー（児童福祉司SV） ○資格 ・児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了した者
29	20	奈良市児童相談所における配置の考え方 児童福祉司6人につき1人の配置基準より、少なくとも2人の児童福祉司スーパーバイザーを配置する。	奈良市児童相談所における配置の考え方 児童福祉司6人につき1人の配置基準より、少なくとも3人の児童福祉司スーパーバイザーを配置する。（児童福祉司数のうち数）
30	17	◎児童心理司 奈良市児童相談所における配置の考え方 児童福祉司2人につき1人以上の配置基準より、少なくとも5人の児童心理司を配置する。	◎児童心理司 奈良市児童相談所における配置の考え方 児童福祉司2人につき1人以上の配置基準より、少なくとも9人の児童心理司を配置する。
31	3	◎児童心理司スーパーバイザー（児童心理司SV） 奈良市児童相談所における配置の考え方 少なくとも1人の児童心理司スーパーバイザーを配置する。	◎児童心理司スーパーバイザー（児童心理司SV） 奈良市児童相談所における配置の考え方 少なくとも2人の児童心理司スーパーバイザーを配置する。（児童心理司数のうち数）
32	5	○弁護士 子どもの人権を守るために、必要となる法的手続きを担当するとともに、児童相談所職員に批判的な保護者への対応や職員への法的知識の説明、児童福祉司と情報共有しながら必要に応じて助言・指導を行います。	◎弁護士 子どもの人権を守るために、必要となる法的手続きを担当するとともに、児童相談所職員に批判的な保護者への対応や職員への法的知識の説明等、 常時 児童福祉司と情報共有しながら助言・指導を行います。 奈良市児童相談所における配置の考え方 常時 弁護士による助言または指導を受けることができる人員配置を行う。

ページ	行	旧	新
32	10	○医師 児童相談所に対応する子どもや保護者の状態を医療的に診断し、援助方針に活用します。また児童心理司の行う診断へのアドバイスをを行います。	◎医師 児童相談所に対応する子どもや保護者の状態を医療的に診断し、援助方針に活用します。また児童心理司の行う診断へのアドバイスをを行います。 奈良市児童相談所における配置の考え方 少なくとも1名の医師を配置する。
32	15	○保健師 子どもの健康・発達面について判断し、児童福祉司と連携して家庭支援を行います。また、一時保護所における子どもの生活指導等にも関わります。	◎保健師 子どもの健康・発達面について判断し、児童福祉司と連携して家庭支援を行います。また、一時保護所における子どもの生活指導等にも関わります。 奈良市児童相談所における配置の考え方 少なくとも1名の保健師を配置する。
32		○里親支援員 里親支援機関等と連携しながら、里親委託している家庭への支援を行います。また、子どもと里親を希望している家庭とを選定するための交流や関係調整を行います。	【削除】 児童福祉司の業務内容へ転記（里親担当児童福祉司の配置に伴う変更）のため
34	11	【追記】	さらに、令和元年度からは、個別処遇をするための個室やユニット化による小規模な生活空間を整備した場合の加算が充実しました。
35	4	【追記】	さらに、令和元年度における交付税措置は、児童福祉司が職員16名分、児童心理司が職員4名分（いずれも標準団体ベース）増員されたことに加え、児童虐待相談対応件数に応じた補正が新設されました。
35	22	さらに、児童相談所設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員に対する費用の補助はあるものの、人材育成に係る研修経費には財源措置はなく、市の負担となっていることから、国に対して対策を求めていく必要があると考えます。	令和元年の児童福祉法等の改正により、児童相談所を設置する中核市等に対して政府はさらなる支援を講ずるとされました。児童相談所設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員に対する費用の補助はあるものの、人材育成に係る研修経費には財源措置はなく、市の負担となっていることから、国に対して対策を求めていく必要があると考えます。
37	14	支援を行う職員のスキルアップを図る必要があります。	支援を行う職員が研修等に参加することのできる体制を確保し、スキルアップを図る必要があります。
37	19	【追記】	人材育成においては、平成30年度は奈良県中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターへ職員を派遣し、1年間の研修を行いました。令和元年度は奈良県中央こども家庭相談センターに加え、他府県の児童相談所へも職員を派遣し研修を行っています。
38	20	【追記】	里親委託や施設入所した子どもたちは、原則18歳で児童相談所の措置を解除され、「自立」することを求められます。その後も支援の必要性が高く、施設等で居住することが認められることもあります。最大でも22歳までです。児童相談所は、子どもたちの措置を解除する前に、支援者や必要な社会資源につなぐことができるようサポートしていくことが必要になります。様々な関係機関と連携しながら、子どもたちの自立を支援していきます。
38	28	また奈良市被虐待児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化も必要です。	奈良市被虐待児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化も必要です。

ページ	行	旧	新
39	20	【追記】	また、地域の人々の活力で、さらなる子育て支援を目指していききたいと考えています。ボランティアとして子育て支援に携わってくれる方や、子どもたちの育ちを考えてくれる方を募り、より身近な子育て支援機関として地域との結びつきを大切にしていきます。
39		【追記】	○ 進捗状況 平成30年度から実施している職員派遣研修では、派遣職員数や条件等を調整するとともに、派遣職員は定期的に奈良市へ帰庁し、業務内容を報告しています。 奈良市児童相談所開設時にどのようにケース引き継ぎを行うか、市民の混乱を招かないようどのように周知するか等について引き続き検討を進めています。
40	2	平成28年の児童福祉法等の改正により、政府は法施行後5年を目途に、中核市等への児童相談所設置推進に必要な支援を講ずるとしていること等から、本市においては平成33年度中の児童相談所開設を目指し、本計画をもとに準備に取り組むこととします【表14】。 施設整備について、平成31年度に施設の実施設計を行い、施設整備をすすめます。	平成28年の児童福祉法等の改正により、政府は法施行後5年を目途に、中核市等への児童相談所設置推進に必要な支援を講ずるとしています。令和元年の児童福祉等の改正により、政府はさらなる支援を講ずることとなりましたが、本市においては子ども家庭支援体制の充実を早期に進めるため、当初の予定通り令和3年度中の児童相談所開設を目指し、本計画をもとに準備に取り組むこととします【表14】。 施設整備について、令和元年度に施設の実施設計を行い、施設整備をすすめます。
42		子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）の概要【平成30年8月】	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）の概要【令和元年8月】
42		【追記】	参照資料に令和元年の法改正を追記

※ 【表1】～【表6】・【表8】
最新のデータを追加
【表12】・【表13】
令和元年度の措置内容に更新
【表14】
平成31年以降の元号を令和に修正